

《売払い条件》

- 1 契約決定者（以下「決定者」という。）は、売払い総台数確定後に本町の発行する納入通知書により、期日までに代金を本町に支払うものとする。
- 2 代金の納入を確認後、売払い物件を決定者に引渡すものとする。代金の納入の確認は、納入通知書への金融機関領収印をもって行う。
- 3 売払い物件の搬送については、決定者の責任で行い搬送等に係る費用（保険等含む）については、決定者が負担するものとし、引渡し日時及び搬送方法については担当課と協議すること。また、事故等が発生した場合において本町は一切の責任を負わないものとする。
- 4 売払い物件については、契約決定者がデータ消去等を行い、完了後本町にデータ消去完了証明書を提出すること。作業に必要な施設、資機材類は決定者がすべて用意するものとし、諸費用は決定者が負担すること。
- 5 売払い物件についているシール等を無くすものとし、作業前、作業後の写真を撮影し本町に提出すること。
- 6 決定者は売払い物件の所有権が移転した後、当該物件総台数の5%以内の故障、破損品を含むあることを発見しても、代金の減額若しくは損害賠償の請求又は契約の破棄をすることはできない。なお、故障等の台数が5%を超える場合は別途協議するものとする。